

平成31（2019）年度青森県加工食品等首都圏テストマーケティング業務 仕 様 書

1. 目 的

消費ニーズの多様化に伴って増加傾向にある首都圏の食品セレクトショップ等において、青森県内事業者が開発した加工食品等のテストマーケティングを実施し、県内事業者の商品提案力の向上及び販路開拓を支援するものである。

2. 業務名

平成31（2019）年度青森県加工食品等首都圏テストマーケティング業務

3. 履行期限

平成32（2020）年2月28日（金）

4. 業務の内容

（1）テスト販売店舗の確保

テスト販売を実施する店舗は、首都圏の複数の食品セレクトショップ（※）等とし、常温・冷蔵の各温度帯の商品の販売に対応でき、異なるターゲット層を顧客とする経営が別の店舗とする。また、少なくとも1店舗は、冷凍商品及び酒類の販売に対応できる店舗とする。

※食品セレクトショップとは、素材や加工に高い付加価値を持つ地域産の商品等を数多くラインナップとして揃えており、周辺住民等が日常的に食品を購入する食品販売店を指すものとする。

（2）テスト販売商品の選定

県は、県内事業者の開発した加工食品等を対象に、テスト販売を希望する商品を公募する。

受託者は、選考会を開催し、応募のあった商品現物を確認した後、県と協議したうえで、テスト販売を実施する商品（1店舗10商品以上）を選考する。

応募商品が多い場合には、受託者が選考会の前に書類による事前審査を行う。

（3）テスト販売の実施

①実施期間・店舗数

実施期間：（1店舗あたり）1週間以上

店 舗 数：2店舗以上

（同一店舗での2回以上の実施や同店の複数支店での実施は不可。青森県フェアなど他の催事と併せた実施は可。）

②テスト販売スペースの設置及び保守管理

- ・テスト販売商品を陳列するスペースには、ポップを配置するなど、本県の加工食品等が販売されていることが来店者にわかるよう効果的な陳列、装飾を行うこと。
- ・商品の陳列・装飾時の事故・トラブル等については、受託者において適切な対処及び解決を図ること。

③テスト販売を実施する商品数の目安
1店舗あたり10商品以上とする。

④広告

本テスト販売の実施及びテスト販売を実施する商品について、消費者に周知するため、事前に広告等を行うこと。

⑤マーケティングスタッフの配置

消費者に対する商品の説明やマーケティングデータの収集のため、テスト販売実施期間中に2日以上（例：土日など、来店者数が多いと見込まれる日）は、マーケティングスタッフを配置すること。

（４）データ収集・結果分析及びレポート作成

テスト販売終了後、売上数・売上額、購入者層、消費者意見、バイヤー評価等の実績及び商品改良や今後の商品提案に向けた意見等について、事業者別にまとめたレポートを作成し、参加事業者へフィードバックする。

【フィードバック項目例】

売上数・売上額、購入者層、見た目、味・食感、表示、価格、市場性、消費者意見
バイヤー評価など

（５）意見交換会の開催

継続取引及び他の食品セレクトショップとの取引成立を目指して、テスト販売を実施した食品セレクトショップの経営者・バイヤー等と参加事業者の個別の意見交換会を開催する。

意見交換会の会場は青森市内とし、バイヤー等の招聘に要する費用は受託者が負担し、会場の確保に要する費用は、県が負担するものとする。

（６）その他

テスト販売実施店舗及び他の食品セレクトショップとの取引成立のため、首都圏のバイヤー等への売り込みに協力すること。

5. 成果品

- ・業務実績報告書（概要版及び詳細版）
概要版：業務全体の実績をまとめた報告書
詳細版：4（4）で作成した事業者別の報告書
- ・電子データを収録したCD-R

6. その他

①テスト販売における下記の項目については、受託者と参加事業者等との個別協議により決定すること。

- ・卸値及び販売価格
- ・商品送料の負担
- ・在庫の取扱い方法
- ・不良品の取り扱い方法

- ②テスト販売中の試食用サンプルの提供に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- ③その他本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議するものとする。